

救急医療等の医療体制に係る 現状と課題について

平成21年7月8日

厚生労働省医政局指導課

救急医療等の体系図

救命救急医療(24時間)

救命救急センター(218力所)

平成21年4月1日現在

ドクターヘリ(16力所)
平成21年3月31日現在

- ・総合周産期母子医療センター(75力所)
- ・地域周産期母子医療センター(236力所)

平成20年11月1日現在

未熟児等

入院を要する救急医療(休日・夜間)

管制塔機能を担う病院

- ・病院群輪番制病院(405地区)
- ・共同利用型病院(9力所)

平成20年3月31日現在

入院を要する小児救急医療(休日・夜間)

- ・小児救急医療支援事業(144地区)
- ・小児救急医療拠点病院(29力所(63地区))

平成19年9月1日現在

初期救急医療(休日・夜間)

- ・在宅当番医制(641地区)
- ・休日夜間急患センター(516力所)

平成20年3月31日現在

小児初期救急センター

(平成18年度補正予算により整備)

小児救急に関する電話相談(休日・夜間)

小児救急電話相談事業(45力所)

平成21年2月1日現在

大人の救急患者

子どもの救急患者

救急医療等の予算補助事業

- 政策目的に照らして、地域において必要な医療提供体制の構築を促す観点から、奨励的な予算補助事業(施設・設備整備費、運営費、人材確保等)を実施
- さらに、救急医療、小児救急医療、へき地医療等の医療提供体制確保に係る費用で、診療報酬でまかないきれない不採算部分等について、予算補助事業を実施

施設・設備整備費

- ・ 救命救急センター
- ・ 病院群輪番制病院、共同利用型病院
- ・ 休日夜間急患センター
- ・ 総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター
- ・ 小児救急医療拠点病院
- ・ 小児初期救急センター 等

人材確保

- ・ 救急勤務医支援事業
- ・ 救急医療トレーニングセンター運営事業
- ・ 救急医療専門領域医師研修事業
- ・ 産科医等確保支援事業
- ・ ヘリコプター等添乗医師等確保事業 等

運営費

- ・ 救命救急センター
- ・ ドクターヘリ導入促進事業
- ・ 管制塔機能を担う病院
- ・ 共同利用型病院
- ・ 救急医療情報センター
- ・ 総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター
- ・ 小児救急医療拠点病院
- ・ 小児初期救急センター
- ・ 小児救急医療支援事業 等

その他

- ・ 救急患者受入コーディネーター事業
- ・ 救急救命士病院実習受入促進事業
- ・ 小児救急電話相談事業 等

救急医療の確保のための主な施策

対象 施策	救 急 医 療				医師等の医療従事者
	病院前救護	初期救急医療	二次救急医療	三次救急医療	
制度上の措置	救急医療に係る医療連携体制を定めた医療計画の策定				医学部定員の増加
	消防法に基づく救急搬送・受入ルールの策定				医学部の地域枠の拡大
	基準病床数制度における特例病床の対象に救急医療に係る病床を規定				標榜診療科に「救急科」を追加
			救命救急センターの充実段階評価		看護師等によるトリアージ
予算上の措置			社会医療法人の認定要件の一つに、一定水準以上の救急医療の実施を規定		臨床研修プログラムの必修科に救急を位置づけ
	医療機能情報の提供制度				
	休日夜間急患センター	病院群輪番制病院 共同利用型病院	救命救急センター運営事業		救急救命士病院実習受入促進
	ドクターヘリ導入促進事業	管轄塔機能を担う病院			救急医療トレーニングセンター
平成20年度診療報酬改定における措置	救急医療情報センター運営事業				救急勤務医支援事業
	救急患者受入コーディネーター確保事業				
	救急医療専門領域医師研修事業				
	ドクター・ヘリ等による診療の評価 (救急搬送診察料)の引上げ	診療所での夜間等の診療を新たに評価		入院早期における救命救急入院料の手厚い評価	
			精神科疾患への診療の大幅な加算		
			脳卒中対策として、t-PAによる超急性期の治療の評価		
			産科、小児科、内科、整形外科、及び脳神経外科に係る入院医療を提供している病院の評価 (入院時医学管理加算)		勤務医負担軽減策の具体的な計画を評価 (入院時医学管理加算(再掲))
			(産科)妊産婦緊急搬送入院加算の新設		医師事務作業補助体制加算の新設
			(産科)ハイリスク妊産婦の入院管理を評価		
	(小児)時間外等の外来医療の評価		(小児)超重症児・準超重症児入院診療加算の引き上げ		
		急性期後の入院機能の評価(亜急性期入院医療管理料2の新設)			
		救急外来等で死亡した患者を入院と見なし入院料等を評価			

周産期医療の確保のための主な施策

対象 施策	地域(行政・住民)	周産期医療			医師等の医療従事者
		正常分娩	地域周産期母子医療センター	総合周産期母子医療センター	
制度上の措置	周産期医療に係る医療連携体制を定めた医療計画の策定			医学部定員の増加	
	消防法に基づく救急搬送・受入ルールを策定			医学部の地域枠の拡大	
	基準病床数制度における特例病床の対象に周産期疾患に係る病床を規制			一定の臨床研修病院は、産科の研修プログラムを策定	
	社会医療法人の認定要件の一つに、一定水準以上の周産期医療の実施を規定				
	医療機能情報の提供制度				
	産科医療補償制度				
	診療行為に係る死因究明制度(検討中)				
予算上の措置	産科医療機関への支援	地域周産期母子医療センター運営事業	総合周産期母子医療センター運営事業	産科医等確保支援事業	
		周産期医療施設施設・設備整備事業		産科医等育成支援事業	
		周産期医療ネットワーク整備事業		大学の産科医養成に対する支援	
		院内助産所の設置等、助産師の活用への支援		医師交代勤務導入等による勤務環境整備	
		産科・小児科医療体制の集約化・重点化への支援		女性医師等の働きやすい職場環境の整備	
		妊娠・出産をサポートする先駆的な取組に対する助成			
		医療リスクに対する支援体制の整備			
平成20年度診療報酬改定における措置		(新設・拡大・引上)ハイリスク妊産婦に係る入院管理の評価		(新設)勤務医負担軽減の具体的な計画を評価	
		(新設・拡大)ハイリスク妊産婦に係る医療連携の評価		(新設)医師の事務作業を補助する体制の評価	
		(新設)妊産婦の緊急搬送入院を評価			
		(引上)ハイリスク新生児に対する高度医療の評価			
		(引上)医師が同乗する救急患者搬送の評価			
		(新設)産科等を含む総合的な急性期病院を評価			

小児救急医療の確保のための主な施策

対象 施策	小児医療			医師等の医療従事者
	初期小児救急医療	二次小児救急医療	三次小児救急医療	
制度上の措置 (小児救急中心)	小児医療に係る医療連携体制を定めた医療計画の策定 消防法に基づく救急搬送・受入ルールの策定 医療機能情報の提供制度	社会医療法人の認定要件の一つに、一定水準以上の小児医療の実施を規定 基準病床数制度における特例病床の対象に小児疾患に係る病床を規定		医学部定員の増加 医学部の地域枠の拡大 一定の臨床研修病院は、小児科の研修プログラムを策定 看護師等によるトリアージ
	小児救急電話相談事業 小児初期救急センター運営事業 小児初期救急センター施設・設備整備事業	小児救急医療支援事業 小児救急医療拠点病院運営事業 小児救急医療拠点病院施設・設備整備事業	小児救急専門病床確保事業	小児救急地域医師研修事業 救急医療専門領域医師研修事業 救急勤務医支援事業
		小児医療施設施設・設備整備事業		
平成20年度診療報酬改定における措置 (小児救急中心)	診療所での夜間等の診療を新たに評価	地域の小児医療の中核的病院における、手厚い人員配置をさらに高く評価 (小児入院医療管理料) ※ 小児(外)科医20人以上、乳幼児等手術年間200例以上、7:1以上看護配置等	入院早期における救命救急入院料の手厚い評価	勤務医負担軽減策の具体的な計画を評価 (入院時医学管理加算(再掲)) 医師事務作業補助体制加算の新設
	(小児)時間外等の外来医療の評価	(小児)超重症児・準超重症児入院診療加算の引上げ 急性期後の入院機能の評価(亜急性期入院医療管理料2の新設) 救急外来等で死亡した患者を入院と見なし入院料等を評価		